平成２２年（フ）第９３２号
高知市宝町５番10号　タカラハイツ203
債務者　木本　静江
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５７号
高知県吾川郡いの町波川508番地
債務者　近澤　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７１号
高知市八反町２丁目11番24―102号　県営住宅２号棟
債務者　小山　義文
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７８号
高知市弥生町16番４号　２Ｆ
債務者　瓦谷　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８０号
高知市長浜1280番地１　セジュールウィット108
債務者　柴岡　美樹
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８５号
高知県香南市野市町中ノ村1407番地１　グラース・ヴィラⅡ201号、申立時の住所高知県香南市香我美町山北419番地22
債務者　徳久　章夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８６号
高知県香南市野市町中ノ村1407番地１　グラース・ヴィラⅡ201号、申立時の住所高知県香南市香我美町山北419番地22
債務者　徳久ふみの
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
高知県高岡郡佐川町平野117番地１
債務者　齋藤　壽子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2377番地１、前住所福岡県久留米市東合川４丁目６番７―207号
債務者　寺尾　隆二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１５号
福岡県直方市大字直方229番地１
債務者　櫻井　美佐（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1998番地
債務者　藤井　育美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２２号
福岡県直方市大字中泉1312番地２、住民票上の住所福岡県直方市大字中泉1307番地２
債務者　山下　友美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２８号
福岡県直方市大字中泉1018番地22
債務者　佐藤めぐみ（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８７号
福岡県小郡市小板井329番地１　1108号室
債務者　馬場　春樹
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６１号
大分県由布市湯布院町川上野田3061―５　コーポ江藤５号室、住民票上の住所大分県由布市湯布院町川北2111番地１
債務者　森　さおり
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
大分県玖珠郡九重町大字後野上2224番地
債務者　佐々木孝明
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１３３号
宮崎市新別府町城元345番地
債務者　髙橋　由理（旧姓續）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
宮崎地方裁判所破産係